

1. 共済目的の種類別の概数、引受実績及び計画

共済目的等 項目	組 合 員 数	農作物共済										
		水 稻					麦					
		全相殺	品質	半相殺	地域インデックス	一筆	全相殺	災害収入	半相殺	地域インデックス	搾乳牛	繁殖用雌牛
区域内の概数	戸 38,340	a 1,935,650					a 222,990			頭 1,822	頭 4,100	頭 (138) 568
前年度引受実績	33,459	183,414	7,751	14,320	1,022,225		23,177	1,112		2,257	4,487	(223) 1,329
本年度引受計画	32,593	300,000	2,240	771,200			19,700	100		2,217	4,513	(236) 1,270
本年度予定引受率 (%)	85.0	55.5					8.9			121.7	110.1	(171.0) 223.6
収入保険加入	1,133	694,639					187,799					4
農業保険加入率 (%)	88.0	91.3					93.1			121.7	110.1	(173.9) 224.3

共済目的等 項目	果樹共済									畑作物			
	うんしゅうみかん					なつみかん			なし	大			
	全相殺	災害収入	半相殺減収総合	地域インデックス	半相殺特定危険	全相殺	災害収入	半相殺	全相殺	災害収入	全相殺	半相殺	地域インデックス
区域内の概数	a 66,370					a 2,400			a 9,660				
前年度引受実績			1,772		785					281	15,396	248	
本年度引受計画			1,801							281	6,600	700	
本年度予定引受率 (%)	2.7					2.9							
収入保険加入	3,438					80			7,405				
農業保険加入率 (%)	7.9					3.3			79.6				

家畜共済												
死 廃						病 傷						
育（内子肥育等）	繁殖用雌馬	育成・肥育馬	種豚	肉豚	肉用種種雄牛	種雄馬	乳用牛	肉用牛	一般馬	種豚	肉用種種雄牛	種雄馬
頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭
(1,564)		2	2,728	29,220	3		2,390	14,565	2	2,728	2	
10,465		2	2,728	29,220	3		2,390	14,565	2	2,728	2	
(2,600)		2	3,208	24,347	3		2,482	13,290	2			
18,410		2	3,208	24,347	3		2,482	13,290	2			
(2,621)		2	3,200	24,500	3		2,352	13,414	2			
17,862		2	3,200	24,500	3		2,352	13,414	2			
(167.6)		100.0	117.3	83.8	100.0		98.4	92.1	100.0			
170.7		100.0	117.3	83.8	100.0		98.4	92.1	100.0			
(167.6)		100.0	117.3	83.8	100.0		98.4	92.1	100.0			
170.7		100.0	117.3	83.8	100.0		98.4	92.1	100.0			

共 済		園芸施設共済										任意共済			
豆	茶	ガラス室		プラスチックハウス								建 物	農 機 具	農 保 産 物 管 補 中 償	
一 筆	災 害 収 入	I 類	II 類	I 類	II 類	III 類	IV 類		V 類	VI 類	VII 類				
							甲	乙							
a	a	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	台	口
83,980	2,800	55	9	5,437	356	214	106	13	189	54,290	46,681	8,150			
745		16		2,149	159	63	45	1	148	37,266	8,594	2			
		16		2,245	159	63	45	1	148	37,466	8,702	2			
8.7		29.1		41.3	44.7	29.4	42.5	7.7	78.3	69.0	18.6	0.02			
68,363	742														
90.1	26.5	29.1		41.3	44.7	29.4	42.5	7.7	78.3	69.0	18.6	0.02			

2. 農業共済事業の規模

ア 農作物、家畜、果樹、畑作物、園芸施設共済事業の規模

項目		引 受		共済金額	共 済 掛 金				
		本年度予定	前年度実績		A 総 額	B 国庫負担金	C 農家負担金		
共済目的等				千円	千円	千円	千円		
農作物	水稲	全相殺	300,000 a 12,180,000 kg	183,414 a 7,458,593 kg	2,417,187	50,761	25,380	25,381	
		品 質	2,240 a	7,751 a	14,880	186	93	93	
		半相殺	771,200 a 30,848,000 kg	14,320 a 564,856 kg	5,613,645	84,205	42,102	42,103	
		地域インデックス	a	a					
		一 筆		1,022,225 a 34,167,235 kg					
		計	1,073,440 a	1,227,710 a	8,045,712	135,152	67,575	67,577	
	麦	全相殺	a kg	a kg					
		災害収入	19,700 a	23,177 a	59,100	6,220	3,334	2,886	
		半相殺	100 a 2,400 kg	1,112 a 25,288 kg	389	23	12	11	
		地域インデックス	a	a					
		計	19,800 a	24,289 a	59,489	6,243	3,346	2,897	
	計	1,093,240 a	1,251,999 a	8,105,201	141,395	70,921	70,474		
	家畜	死 廃	搾乳牛	2,217 頭	2,257 頭	604,237	21,206	10,603	10,603
			繁殖用雌牛	4,513	4,487	1,578,241	25,666	12,833	12,833
育成乳牛 (内子牛等)			1,270 (236)	1,329 (223)	301,656	2,780	1,390	1,390	
育成・肥育牛 (内子牛等)			17,862 (2,621)	18,410 (2,600)	6,482,273	98,318	49,159	49,159	
繁殖用雌馬									
育成・肥育馬			2	2	469	78	39	39	
種 豚			3,200	3,208	208,000	25	10	15	
肉 豚			24,500	24,347	269,500	77	31	46	
肉用種種雄牛			3	3	1,256	86	43	43	
種雄馬									
計		53,567	54,043	9,445,632	148,236	74,108	74,128		
病 傷		乳用牛	2,352	2,482	51,120	27,912	13,956	13,956	
		肉用牛	13,414	13,290	246,349	58,722	29,361	29,361	
		一般馬	2	2	26	6	3	3	
		種 豚							
		肉用種種雄牛							
		種雄馬							
計		15,768	15,774	297,495	86,640	43,320	43,320		
計		69,335 (2,857)	69,817 (2,823)	9,743,127	234,876	117,428	117,448		
果樹		うんしゅう みかん	全相殺	a	a				
	災害収入								
	減収総合		1,801	1,772	17,731	519	259	260	
	地域インデックス								
	特定危険			785					
	なつみかん	全相殺							
		災害収入							
		半相殺							
	なし	全相殺							
		災害収入	281	281	19,911	472	236	236	
計	2,082	2,838	37,642	991	495	496			

D 保険料	E 交付金 (△納入保険料) (B-D)	F 手持共済掛金 (C+E)	備 考
千円	千円	千円	
26,105	△ 725	24,656	kg当たり平均 191円
94	△ 1	92	10a当たり平均共済金額 55,440円
42,663	△ 561	41,542	kg当たり平均 191円
			kg当たり平均 191円
68,862	△ 1,287	66,290	
1,593	1,741	4,627	10a当たり平均共済金額 30,000円
9	3	14	kg当たり平均 162円
			kg当たり平均 162円
1,602	1,744	4,641	
70,464	457	70,931	
6	10,597	21,200	頭当たり 273千円
16	12,817	25,650	頭当たり 350千円
4	1,386	2,776	頭当たり 238千円
68	49,091	98,250	頭当たり 363千円
	39	78	頭当たり 235千円
2	8	23	頭当たり 65千円
2	29	75	頭当たり 11千円
	43	86	頭当たり 419千円
98	74,010	148,138	
1	13,955	27,911	頭当たり 22千円
2	29,359	58,720	頭当たり 18千円
	3	6	頭当たり 13千円
3	43,317	86,637	
101	117,327	234,775	
222	37	297	kg当たり 1類 133円 2類 147円
210	26	262	10a当たり平均共済金額 708,000円
432	63	559	

共済目的等		項目	引 受		共済金額	共 済 掛	
			本年度予定	前年度実績		A 総 額	B 国庫負担金
畑作物	大豆	全相殺	6,600 a	15,396 a	千円 7,835	千円 969	千円 533
		半相殺	700	248	710	55	30
		地域インデックス					
		一筆		745			
	茶	災害収入					
	計		7,300	16,389	8,545	1,024	563
園芸施設	ガラス室Ⅰ類		棟 m <sup>2</sup>	棟 m <sup>2</sup>			
	ガラス室Ⅱ類		16棟 8,353 m <sup>2</sup>	16棟 8,353 m <sup>2</sup>	126,305	125	32
	プラスチックⅠ類		棟 m <sup>2</sup>	棟 m <sup>2</sup>			
	プラスチックⅡ類		2,245棟 511,728 m <sup>2</sup>	2,149棟 489,936 m <sup>2</sup>	1,283,470	19,909	9,752
	プラスチックⅢ類		159棟 119,868 m <sup>2</sup>	159棟 119,868 m <sup>2</sup>	464,953	3,817	1,803
	プラスチックⅣ類	甲	63棟 31,180 m <sup>2</sup>	63棟 31,180 m <sup>2</sup>	151,379	2,160	1,047
		乙	45棟 34,509 m <sup>2</sup>	45棟 34,509 m <sup>2</sup>	398,006	507	245
	プラスチックⅤ類		1棟 928 m <sup>2</sup>	1棟 928 m <sup>2</sup>	14,848	31	9
	プラスチックⅥ類		148棟 30,266 m <sup>2</sup>	148棟 30,266 m <sup>2</sup>	57,423	1,170	577
	プラスチックⅦ類		棟 m <sup>2</sup>	棟 m <sup>2</sup>			
計		2,677棟 736,832 m <sup>2</sup>	2,581棟 715,040 m <sup>2</sup>	2,496,384	27,719	13,465	
合 計				20,390,899	406,005	202,872	

イ 任意共済事業の規模

共済目的等		項目	引 受		共済金額	A 共済掛金総額	内
			本年度予定	前年度実績			B 純掛金
任意	建物	総合	5,531棟	5,469棟	千円 46,808,740	千円 141,236	千円 97,242
		火災	31,935	31,797	344,406,580	261,796	144,010
		計	37,466	37,266	391,215,320	403,032	241,252
	農機具	損害	8,657台	8,549台	17,344,580	89,199	63,094
		更新	45	45	130,910	18,074	17,679
		計	8,702	8,594	17,475,490	107,273	80,773
	保管中農産物補償		2口	2口	2,000	5	4
	合 計				408,692,810	510,310	322,029

総 合 計			429,083,709		
-------	--	--	-------------	--	--

金	D	E	F	備 考	
C	保険料	交付金 (△納入保険料) (B-D)	手持共済掛金 (C+E)		
農家負担金	千円	千円	千円		
436					
25	315	248	709	kg当たり平均 1類 140円 3類 213円	
461	315	248	709		
93	15	17	110	棟当たり	7,894千円
10,157	7,665	2,087	12,244	棟当たり	572千円
2,014	801	1,002	3,016	棟当たり	2,924千円
1,113	480	567	1,680	棟当たり	2,403千円
262	78	167	429	棟当たり	8,845千円
22	5	4	26	棟当たり	14,848千円
593	411	166	759	棟当たり	388千円
14,254	9,455	4,010	18,264		
203,133	80,767	122,105	325,238		

課	D	E	F	備 考	
C	再共済掛金 (A) × (G)	再共済手数料 (D) × (H)	手持共済掛金 (B-D+E)		
事務費賦課金	千円	千円	千円		
43,994	54,178	14,411	57,475	棟当たり	8,463千円
117,786	78,538	31,807	97,279	棟当たり	10,785千円
161,780	132,716	46,218	154,754		
26,105			63,094	台当たり	2,004千円
395			17,679	台当たり	2,909千円
26,500			80,773		
1	4				
188,281	132,720	46,218	235,527		
再共済割合 (G)	地震以外 30% ※1 地震 50% ※2	再共済手数料 (H)	総合 火災	31.70% 40.50%	

※1 但し、地震等を除く自然災害に係る責任については、年間を単位とする超過損害再保険方式によるものとし、地震等を除く自然災害部分に係る前年度収入純共済掛金の1,650%を超えた額の60%に相当する額を限度額とする。

※2 但し、地震等事故に係る責任については、1事故を単位とした超過損害再保険方式によるものとし、前年度引受共済金額の3.5%を超えた額の50%に相当する額を限度額とする。

			560,765		
--	--	--	---------	--	--

### 3. 引受計画と実施方策

昨年は、全国的に米価の下落による収入の減少、また新型コロナウイルス感染症の影響による販路の喪失等での大幅な収入の減少に見舞われました。さらに、過去に経験したことがないような台風や集中豪雨など各地で自然災害が頻発しました。

本県では水稻においてイモチ病の発生を受けましたが、全体的に被害の少ない年となりました。通常被害ではありましたが、農業者への共済金の早期支払い、収入保険のつなぎ融資等、迅速な対応に取り組みました。

今後も頻発する自然災害に加え、新型コロナウイルス禍という状況の中、農業保険は農業経営のセーフティネットとして基幹的な役割を果たしており、ますます重要性が高まっています。

政府が農政の指針となる第5次「食料・農業・農村基本計画」では、収入保険について農業経営の安定化を図るための「有効な手段」と明記し、普及推進・利用拡大が強調されています。

収入保険制度及び農業共済制度がその機能を十分に発揮するためにも、丁寧な説明で内容を周知し、収入保険と農業共済の一層の加入推進に努めることが不可欠と考えております。

NOSA I 団体では、今年、農業保険法の見直し期間に併せて一年延長された全国統一運動「安心の未来」拡充運動の最終年を迎えます。本県でも「すべての農家に『備え』の種を届けよう」を合言葉に、農業経営安定のためのセーフティネットとして、国の農業災害対策の基幹としての役割を万全に果たし、特に「備えあれば憂いなし」の農業生産体制を幅広く構築するため関係機関と連携し、未加入者への全戸訪問に取り組み、農家組合員の負託に応えられるよう、下記実施方策を基に事業運営に取り組んでまいります。

#### ○基本方針

- (1) 青色申告者については、収入保険への加入を第一に推進する。
- (2) 白色申告者については、青色申告への切り替えを進める。

#### ○収入保険事業

- (1) 山口県農業保険推進協議会において、農政局・県・JA山口県・農業会議との更なる連携強化の下、事業の推進を図る。
- (2) 生産者部会等の会員に対し、JA担当者との連携による制度説明、加入推進及び青色申告への移行推進の説明会を実施する。
- (3) 農業の形態や農業者数の推移等を分析し、地域ごとにターゲットを絞った方策に基づく加入推進を図る。また、重点推進地域を設定し、推進協議会を挙げて加入推進活動に取り組む。
- (4) これまでに実施してきたアンケートで蓄積した青色申告者リストに新たな情報を加え、未加入者に対する戸別訪問を継続し、制度説明及び加入推進を図る。
- (5) 水稻共済加入者に対する制度説明会を再度実施し、青色申告者に対して収入保険制度と農家単位水稻共済との比較検討を含め個別に両制度の説明を行うことで更なる加入推進を図る。
- (6) 令和4年度から実施する生産部会等に対する集団加入の推進として税務署・JA青申会等との連携、協力を仰ぎ相談会を開催する。青色申告者へは収入保険の加入、白色申告者へは収入保険加入に向けての青色申告への切り替え手続きの誘導を行う。
- (7) 推進を行う職員の制度普及に関するスキルアップはもとより、税務・会計処理等推進に必要な知識の向上を図る。

## ○農業共済事業

### ア 農作物共済

#### (水稲共済)

- (1) 水稲共済・ナラシ対策と収入保険を比較した情報の提供により、農業者個々の災害リスクに応じた加入推進を徹底する。
- (2) 地域農業再生協議会との一体化事務処理体制を継続する。
- (3) 令和4年産からの一筆方式廃止に伴い、より補償の充実した全相殺方式、品質方式、半相殺方式、地域インデックス方式の順で推進し一筆半損特約を付加する。特に全相殺方式への加入資格者については、全相殺方式への移行を積極的に推進するとともに、その手続きにおいて関係団体に対しては情報提供などの協力依頼を実施する。また、全相殺方式の加入要件を満たさない組合員へは、加入要件のない半相殺方式を推進する。さらに、その内容について個別説明会を開催し丁寧な説明による周知を図る。
- (4) 令和4年産から新たに白色申告者で水稲の収穫量を帳簿等により確認できる農業者については、全相殺方式の選択が可能となったことを広報紙等で周知を行い、全相殺方式での加入を推進する。また、一筆方式から他方式に移行された加入者に対し、加入から損害評価までの流れを加入方式ごとにパンフレット及び広報で説明を行う。
- (5) 低被害農業者へは、自然災害等のリスクに備えることの重要性を説明し無保険者が出ないように努める。また、未加入者に対しては戸別訪問により積極的な加入推進を図る。
- (6) 組合員ごとの過去の被害に応じた危険段階別共済掛金率を設定する。

#### (麦共済)

- (1) 麦共済・ナラシ対策と収入保険を比較した情報の提供により、農業者個々の災害リスクに応じた加入推進を徹底する。
- (2) より補償の充実した災害収入共済方式を第一に推進し、全ての加入方式に一筆半損特約を付加する。災害収入共済方式への加入資格者については、その手続きにおいて関係団体に対して情報提供などの協力依頼を実施する。また、災害収入共済方式の加入要件を満たさない組合員へは、加入要件のない半相殺方式、地域インデックス方式を推進する。
- (3) 令和5年産から新たに白色申告者で麦の収穫量を帳簿等により確認できる農業者については、全相殺方式の選択が可能となったことを個別に説明し、全相殺方式での加入を推進する。
- (4) 低被害農業者へは、自然災害等のリスクに備えることの重要性を説明し無保険者が出ないように努める。また、未加入者に対しては戸別訪問により積極的な加入推進を図る。
- (5) 組合員ごとの過去の被害に応じた危険段階別共済掛金率を設定する。



## イ 家畜共済

- (1) 県、市町、JA等の関係機関と連携し加入資格を有する農業者を把握し、戸別訪問等による制度の普及推進を行う。
- (2) 共済種類、事故除外方式、子牛選択等の多岐にわたる家畜共済メニューや共済金の支払実績を示し、農家ニーズに即した加入推進を行い、補償の充実を図る。特に、疾病傷害共済においては、加入共済金額の引き上げを行い、保険収支の安定を図る。
- (3) 畜産農家に個体識別情報システムへの届出を遅滞なく実施するよう周知する。あわせて、診療獣医師との連携により家畜の異動状況を的確に把握し、事務の適正化に努める。
- (4) 組合員ごとの過去の被害に応じた危険段階別共済掛金率を設定する。

## ウ 果樹共済

- (1) 果樹共済と収入保険を比較した情報の提供により、農業者個々の災害リスクに応じた加入推進を徹底する。
- (2) 令和4年度から新たに白色申告者で果樹共済の共済目的について収穫量を帳簿等により確認できる農業者については、全相殺方式の選択が可能となったことの周知を行う。
- (3) JA及び関係機関等と連携し加入資格を有する農業者を把握する。それに基づき戸別訪問等による加入推進を実施し、引受拡大に努める。
- (4) 組合員ごとの過去の被害に応じた危険段階別共済掛金率を設定する。

## エ 畑作物共済

### (大豆共済)

- (1) 大豆共済・ナラシ対策と収入保険を比較した情報の提供により、農業者個々の災害リスクに応じた加入推進を徹底する。
- (2) 令和4年産からの一筆方式廃止に伴い、全相殺方式、半相殺方式、地域インデックス方式の順で推進する。なお、全相殺方式への加入資格者については、全相殺方式への移行を積極的に推進するとともに、その手続きにおいて関係団体に対しては情報提供などの協力依頼を実施する。また、全相殺方式の加入要件を満たさない組合員へは、加入要件のない半相殺方式を推進する。
- (3) 関係機関との連携及び一体化申告票等の関係書類を基に加入資格を有する農業者を把握し、戸別訪問等による加入推進を行い、未加入農家の解消に努める。
- (4) 組合員ごとの過去の被害に応じた危険段階別共済掛金率を設定する。

### (茶共済)

- (1) 関係機関の協力を得て加入資格を有する農業者を把握し、戸別訪問等により積極的な加入推進に努める。
- (2) 組合員ごとの過去の被害に応じた危険段階別共済掛金率を設定する。

## オ 園芸施設共済

- (1) 予測しえない自然災害が頻発するなか、すべての施設園芸農家の経営安定に向け、県、市町、J A、ハウス販売業者、生産者団体等関係機関との連携に強め、施設園芸農家や新規就農者の情報等を把握し、加入推進を強力に行い加入戸数の増加に努める。
- (2) 戸別訪問により災害リスクの啓発を行い、制度改正により補償額の上乗せ特約・小損害不填補等の選択肢の拡大、補償額が大幅に充実されたことを説明し、経営に沿った保険設計書を提示する。なお、災害シーズン前や被覆前を重点的に加入推進する。
- (3) 青色申告を行っている農業者には、施設本体は園芸施設共済、施設内農作物については収入保険への加入推進に努める。
- (4) 生産者部会等に集団加入等に向けた協定締結を推進し、共済掛金等の集団割引制度の周知を図り加入を促進する。生産者部会総会等での説明機会をいただき、部会構成員の加入を推進する。
- (5) 施設建設時の農業保険加入への助言等、県、市町と一体となった災害対策を促進する。
- (6) 組合員ごとの過去の被害に応じた危険段階別共済掛金率を設定する。

## カ 任意共済

### (建物共済)

- (1) 加入推進時には資格調査を行い、適正な引受を徹底する。
- (2) 共済部長との連携を強化し、協力を得ながら未加入農家・未加入物件の加入推進に努め、加入率の向上を図る。また、補償限度額での加入を推進する。
- (3) 共済部長集会での取りまとめ依頼で自動継続特約の付帯を推進し、手続きの簡略化や長期的な補償の確立に努める。
- (4) 頻発する自然災害による損害を補填するため建物総合共済の推進を強化する。
- (5) 小損害実損填補特約や臨時費用担保特約の付帯を推進し、補償の充実を図る。

### (農機具共済)

- (1) 引受審査要領に基づく適正な加入推進を行う。
- (2) 共済部長との連携を強化し、協力を得ながら未加入農家・未加入農機具の加入推進に努め、加入率の向上を図る。また、高額化する農機具事故の修理費用を十分に補填するため、補償限度額での加入を推進する。
- (3) 共済部長集会での取りまとめ依頼で自動継続特約の付帯を推進し、手続きの簡略化や長期的な補償の確立に努める。
- (4) 農事組合法人等のリストに基づき、未加入法人等への加入推進を行うとともに法人等に対しては、全ての農機具の加入に向けて推進を行う。
- (5) 農機具販売団体等関係団体との連携を強化し、制度普及に繋げる。
- (6) 事故の発生状況に応じた共済掛金の無事故割引・有事故割増料率制度の適用について説明する。

#### (保管中農産物補償共済)

- (1) 収入保険に加入できない白色申告農家に、保管中の農産物の補償を提供するため、農作物・果樹・畑作物共済と一体的な普及推進に努める。
- (2) すでに建物総合共済の収容農産物補償特約を附帯して加入している農家に対し、より補償の充実した保管中農産物補償共済への切り替えを促す。

#### 4. 共済掛金等の徴収

- (1) 事業規程で定める共済掛金払込期限内の完全徴収に努める。
- (2) 共済掛金等については、現金扱いから口座振替に移行する。

#### 5. 損害評価の適正化の方策

本所・支所が連携して損害評価体制を構成し、適正かつ迅速な評価を実施する。また、非常災害時には、非常災害対応マニュアルに則り本所・支所が連携して機動的に対応する。

#### ア 農作物共済

##### (1) 作柄の早期把握と見回り調査の実施

- ① 品種別の作柄及び被害状況を早期に把握するため、関係機関との連携を密にしつつ、定期的に見回り調査を実施する。
- ② 登熟不良等被害調査を実施する。

##### (2) 損害評価の適正化

- ① 損害評価について広報紙等を通じ、被害申告方法、被害申告の目安、評価方法等を加入者に周知し、申告漏れのないよう徹底する。また、損害評価結果については申告者全員に通知する。
- ② 損害評価体制については組合職員も編成に加え、損害評価員の負担軽減に努める。
- ③ 損害評価員を対象に評価研修会を実施する。
- ④ 評価地区の設定は、被害発生状況に応じて実施する。
- ⑤ 全相殺、品質、麦災害収入方式については、関係機関等の協力を得て収穫量の正確な把握に努める。また、帳簿による収穫量の把握者は、税申告の完了後、直ちに提出いただくよう依頼を行い収穫量の早期把握に努める。
- ⑥ 一筆半損特約の導入に伴い、半損被害の有無についての判断が必要になるため、目視にて判定するためのガイドブックを作成し、組合員及び評価員へ周知を図る。

#### イ 家畜共済

- (1) 速やかな共済事故発生通知の励行を組合員及び診療獣医師へ周知する。
- (2) 事故家畜の現地確認と個体識別情報システムの情報を活用した適正な損害評価を行う。
- (3) 共済事故の損害評価事務を迅速に行い、共済金の早期支払いに努める。
- (4) 病傷事故診断書の内容審査を適正に行い、診療獣医師に対して指導を行う。

#### ウ 果樹共済

- (1) 被害申告のためのガイドブックを利用し、生食用仕向果及び加工用仕向果ごとの適正な申告ができるよう加入者へ周知を図る。
- (2) 作柄及び被害状況の早期把握をするために見回り調査を実施する。
- (3) 全相殺方式については、関係機関等の協力を得て収穫量の正確な把握に努める。また、帳簿による収穫量の把握者は、税申告の完了後、直ちに提出いただくよう依頼を行い収穫量の早期把握に努める。

#### エ 畑作物共済

- (1) 損害評価について広報紙等を通じ、被害申告方法、被害申告の目安、評価方法等を加入者に周知し、申告漏れのないよう徹底する。また、損害評価結果については申告者全員に通知する。
- (2) 作柄の早期把握と被害状況の把握をするため見回り調査を実施する。
- (3) 全相殺方式については、関係機関等の協力を得て収穫量の正確な把握に努める。また、帳簿による収穫量の把握者は、税申告の完了後、直ちに提出いただくよう依頼を行い収穫量の早期把握に努める。

#### オ 園芸施設共済

- (1) 事故発生時には速やかな損害通知を行うよう組合員に周知する。
- (2) 台風等の災害後は、早期に損害状況を把握するため、巡回調査及び聞き取り調査を実施する。
- (3) 迅速・適正な評価を実施し、共済金の早期支払に努める。
- (4) 担当者会議において損害評価に関する研修を実施し、職員のスキルアップを図る。
- (5) 関係機関等との連携により適正な損害評価に努める。
- (6) 共済金支払対象とならなかった被害申告組合員へ評価結果を丁寧に説明する。

#### カ 任意共済

- (1) 事故発生時には速やかな損害通知を行うよう組合員に周知する。
- (2) 迅速・適正な評価の実施及び修理見積書等の早期提出を求め、共済金の早期支払に努める。
- (3) 原因及び罹災状況を的確に調査するため、必要に応じて修理業者に状況説明を求める。
- (4) 全国農業共済協会や中国地区の損害評価研修等に積極的に職員を参加させ、組合内においても研修会を開催することによって、担当者の損害評価技術の向上に努め、適正評価を実施する。

### 6. 損害防止事業の実施方策

#### ア 農作物共済

- (1) 損害防止事業については、常態化する野猪、鹿等の被害に対する野猪等防止用資材等及び広域化するスクミリンゴガイの防除用薬剤等の購入費用に係る一部助

成を予算の範囲内で行う。なお、この助成は水稲特別積立金を取り崩して充当する。

- (2) 関係機関との連携を一層強化するとともに、研修等に参加し、農家等へ被害防止対策がアドバイスできる人材の育成に努める。

また、鳥獣被害防止に関する情報を提供するなどして地域に密着した、より実効性のある損害防止活動を推進する。

#### イ 家畜共済

- (1) 飼養衛生管理基準に従い防疫に努める。
- (2) 畜舎の消毒や衛生害虫駆除等を実施し、疾病の発生予防に努める。
- (3) 関係機関と連携し、事故低減に向けた予防対策等に努める。
- (4) 家畜診療所においては、繁殖障害、周産期疾病等の特定損害防止事業を実施し、事故の低減に努める。

#### ウ 畑作物共済

大豆種子消毒剤を配付し鳥害、病虫害の防止に努める。

#### エ 園芸施設共済

- (1) 自然災害等のリスクに備えた対策をパンフレット等により周知する。
- (2) 園芸施設被覆材応急補修テープを配付し、加入者自らによる被害防止を推奨する。

#### オ 任意共済

(農機具共済)

春・秋の農作業安全確認運動に参画し、広報紙等を通じて事故撲滅を啓発する。

### 7. 執行体制の整備

#### ア 理事会及び監事会

- (1) 理事会は、理事会運営規則に基づき毎四半期各1回、また必要に応じて随時開催し、組合運営上の主要事項を審議決定するとともに、事業進捗状況及び予算執行状況を精査し、効率的な組合運営と事業計画の遂行に努める。また、内部統制機能による不祥事発生防止に向けたリスク管理態勢の構築に取り組む。
- (2) 監事会は、監事監査規則に基づき監査方針・計画を決定して監査を実施し、適正な業務執行に資する。また、監査室とも連携し効率的な監査を実施する。

#### イ 組織体制強化の推進

- (1) 地域に密着した事業推進や農家ニーズ把握のため、集落ごとに共済部長を委嘱し、共済部長集会開催時には制度内容の説明や情報提供を行い、よりNOSA Iへの理解を深めていただきながら組合員と組合との連絡業務及び事業推進等への協力を依頼する。
- (2) 共済部長の地域代表である地区長で構成する共済部長連絡協議会を開催し、組合員ニーズの把握に努めながら、組合員の立場に立った事業展開を行う。

- (3) 山口県農業保険推進協議会を開催し、農政局・県・市町・JA等関係団体との情報交換をしながら、連携の強化ときめ細かな普及推進体制を確立する。

#### ウ 職制及び職員の配置計画

職制規則により、参事統括のもと企画総務部（企画総務課）、事業部（収穫共済課、資産共済課）、家畜部（家畜課、家畜診療所）、監査室、4支所を配置し、業務遂行に努める。また、家畜診療所は4診療所で診療業務遂行に努める。

#### エ 役職員研修の実施

- (1) 農業保険制度に対する組合員や県民の信頼を失うことのないよう、高い倫理観を醸成することを目的として計画的な役職員研修を実施する。
- (2) N O S A I 団体は、収入保険制度と農業共済制度の2つの制度を取扱うものとして、現場での丁寧な説明や疑問・質問への的確な対応はもとより、それぞれの農業者にどのリスク対策を選択した方が良いのかの問いに適切に答え、農業経営改善のアドバイスができる役割が求められていることを認識し、研修を通し役職員の資質向上に努める。
- (3) 獣医師職員の獣医技術に関する講習・研修へ積極的に参加し、疾病の調査研究を行うとともに、発表等につなげ獣医師の診療技術向上に努める。

#### オ コンプライアンス態勢の整備

- (1) コンプライアンス意識高揚のための研修を実施する。
- (2) 現金取り扱いによる事務リスク発現防止のため、掛金納入方法を口座振替に移行する。
- (3) 理事会で決定されたコンプライアンス・プログラムを着実に実践する。
- (4) 監査室設置態勢のもとで、リスク管理を始め適正かつ効率的で健全な業務運営及び法令遵守に取り組む。
- (5) 内部牽制機能が十分発揮されるよう監査実施計画書に基づいた全部署を対象とする内部監査を実施し、コンプライアンス態勢の強化に努める。
- (6) 個人情報を取り扱うことを十分認識し、個人情報の保護に関する規則及び特定個人情報取扱規則を遵守し、内部管理を徹底する。
- (7) 苦情処理の迅速かつ的確な対応により、組合員等との信頼を早期に回復させ、組合の適正な事業運営に資する。

### 8. 予算統制の方策

- (1) 総代会の議決による業務収支予算に基づき、業務経費の合理的・効率的執行を意識し経費節減に努める。
- (2) 毎月の執行状況等を共有できる体制を整え、全職員が業務経費の合理的・効率的意向を意識し経費削減につなげる。
- (3) 業務経費の節減取組み
  - ・旅費交通費は研修・講習会を除く会議への出席について、必要最低限の職員で

対応する。(リモート形式対応も適宜取り入れる)

- ・事務費のうち図書印刷費、消耗品費は必要最低限の購入にとどめる。
- ・施設費のうち光熱水費(電気代)については、昼休み等は来客がない限り消灯する。また、エアコン等についてはクールビズ、ウォームビズ等の実施により使用を制限する。
- ・事務機器の更新に関しては、機器の機能及びランニングコストとのバランスを重視する。

(4) 低金利ではあるが、余裕金運用管理委員会及び理事会の決定による運用方針に基づき、安全性、効率性を重視しながら利息収入の確保に努める。